八	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付であって第十条で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金であって給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって第十条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第十条で定めるもの
九	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による社会復帰促進等事業の実施に関する事務であって第十一条で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第十一条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第十二条で定めるもの
十	国土交通大臣	船員法（昭和二十二年法律第百号）による船員の生管理者適任証書又は衛生管理者適任証書の交付に関する事務であって第十二条で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報であって第十三条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第十四条で定めるもの
十一	都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の認定又は里親登録、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、住民票関係情報、介護保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって第十三条で定めるもの（障害者自立支援給付の支給に関する情報（以下この条において「障害福祉サービス関係情報」という。）を除く。）	法務大臣	戸籍関係情報であって第十四条で定めるもの
十二	都道府県知事	児童福祉法による保育士の登録に関する事務であって第十四条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第十四条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第十五条で定めるもの
十三	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第十五条で定めるもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第十五条で定めるもの

十四	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十六条で定めるもの	
	都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）その他の法令による給付であって第十五条で定めるもの	児童福祉法による児童及び妊産婦の福祉に関する事務であって第十六条で定めるもの
	市町村長	地方税関係情報であって第十五条で定めるもの	都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項の規定により福祉に関する事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）
	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって第十六条で定めるもの	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護又は就学援助に関する事務であって第十七条で定めるもの（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による義務教育諸学校の学齢児童及び学齢生徒に対する就学援助の実施に関する情報であって、金銭の給付しか行われないものを除く。）